

PM2.5の注意喚起等に係る対応方針

平成25年3月1日 環境政策課

県では、平成25年2月27日に、国が注意喚起のための指針を示したことに伴い、県の測定局の設置状況等を踏まえ、下記のとおり対応する。

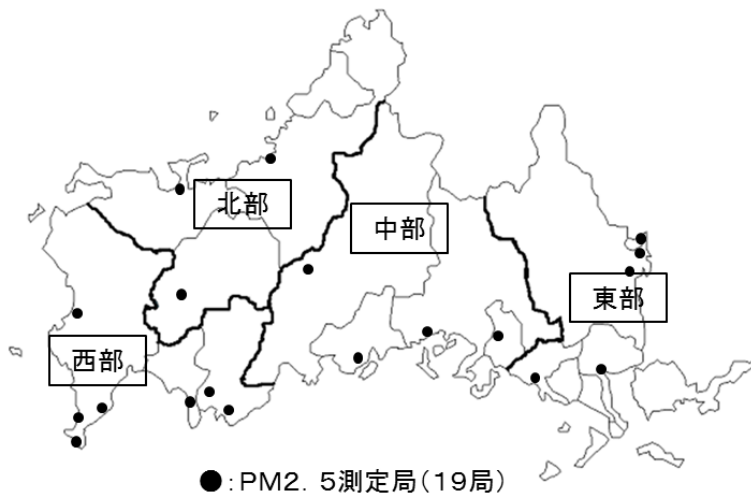
1 注意喚起

(1) 対応手順

- 注意喚起等の判断は、毎日、午前6時の1時間値の計測データを使用
- 85 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合は、注意喚起を実施
 - 日中に濃度が上昇し、85 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた時点で、注意喚起を実施
 - 注意喚起後に、50 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下に改善した場合に、注意喚起を解除
- 県内を4区域単位（気象台の天気予報区分と同様）で注意喚起等を実施
- 1測定局でも判断基準を超えた場合には、その区域で注意喚起を実施
- 県HPで注意喚起を実施するとともに、関係機関へ通知（FAX送信）

(2) 基準

レベル	判断基準 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	日平均予測	行動の目安
Ⅲ	85超	70超	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外で長時間の激しい運動を控える。 ・外出をできるだけ減らす。 ・屋内換気や窓の開閉を最小限にする。 ※呼吸器系や循環器系疾患のある者、小児、高齢者等においては、体調に応じて、より慎重に行動することが望まれる。
Ⅱ	85以下 ～ 35超	...70以下...	特に行動を制約する必要はないが、呼吸器系や循環器系疾患のある者、小児、高齢者等では健康、体調の変化に注意する。
Ⅰ	35以下		通常の活動が可能



2 相談窓口の設置

- ・ 環境政策課（大気・化学物質環境班） ☎ 083-933-3034
- ・ 環境保健センター（環境科学部） ☎ 083-924-3670

※本県独自の取組の特徴

- ・ 県内を4区域に分けて、きめ細かな情報を発信。
- ・ 1測定局の基準超過で注意喚起の実施。（国は複数測定局の平均値で判断）
- ・ 行動の目安を、県民に分かりやすいように3区分に設定。

（参考）

①過去の状況

- ・ 午前6時の1時間値が $85 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 超

	日付	超過局数	超過局の1時間値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	地域
24年度	5月8日	4	95~110	宇部市、山陽小野田市、下関市
	5月9日	1	89	岩国市
23年度	なし	—	—	—

- ・ 日平均値が $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 超

	日付	超過局数	超過局の日平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	地域
24年度	5月7日	1	81	長門市
	5月8日	12	73~89	岩国市、柳井市、光市、下松市、防府市 山口市、宇部市、山陽小野田市、下関市
23年度	5月2日	4	84~98	岩国市、防府市、宇部市、山陽小野田市
	5月3日	4	77~85	岩国市、防府市、宇部市、山陽小野田市
	5月4日	1	74	岩国市

※測定局数：H24.5は16局、H23.5は4局

②大気汚染対策の国際交流

- ・ 日韓海峡沿岸8県市道におけるPM_{2.5}に関する広域分布調査
- ・ 中国山東省との大気汚染をテーマとする環境技術交流